

第8期 豊能町高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画

地域で支え合いながら、自分らしく暮らせるまち



令和3年3月
豊能町

1 計画策定にあたって

■ 計画策定の趣旨

本町では、平成 30 年(2018 年)3 月に「第 7 期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」(以下「第 7 期計画」という。)を策定し、「生きがいをもてるまち、健やかに安心して暮らせるまち」を基本理念として、豊能町における地域包括ケアシステムの構築、深化・推進と高齢者福祉の充実に向けた取組を進めてきました。

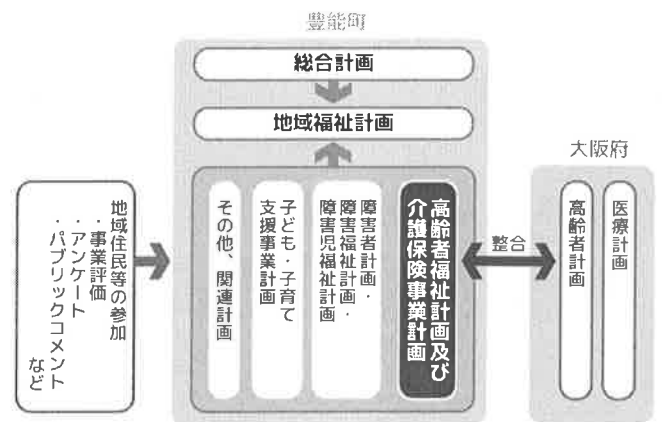
一方で、本町の高齢化率は令和 2 年(2020 年)9 月末現在 46.4%と、全国や大阪府を大きく上回るスピードで高齢化が進み、特に、後期高齢者(75 歳以上)が急激に増加しており、令和 22 年(2040 年)には総人口に占める後期高齢者人口の割合が 43.3%となる見込みです。また、高齢化の進行に伴い、高齢者単独世帯と高齢者夫婦のみ世帯も増加し、日常的な見守りや緊急時の対応などをはじめとする、地域での助け合い・支え合いが一層重要な状況になっています。さらに、少子高齢化の影響等による労働力不足が顕在化してきており、介護を支える人材の確保が大きな課題となっています。

こうした本町の状況や国の動向などを踏まえ、第 7 期計画における取組を継承・発展させつつ、豊能町での地域包括ケアシステムの推進に向けた方向性を示す「地域包括ケア計画」として、「第 8 期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定します。

■ 計画の位置づけ

本計画は、「第 4 次豊能町総合計画」及び「第 4 次豊能町地域福祉計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定されるものです。

また、「第 4 期豊能町障害者計画」をはじめとする福祉分野の各種計画と連携・調整を図るほか、防災、教育、まちづくりなどの分野における関連計画と整合を図りながら策定するとともに、豊能町を含む広域的な計画である「大阪府高齢者計画 2021」及び「第 7 次大阪府医療計画」との整合性を図っています。



■ 計画の期間

「介護保険事業計画」は 3 年ごとに見直しを行うこととなっているため、第 8 期介護保険事業計画の計画期間は令和 3 年度(2021 年度)～令和 5 年度(2023 年度)となります。

また、「高齢者福祉計画」も介護保険事業計画と一体的に整備することから、高齢者福祉計画の計画期間も令和 3 年度(2021 年度)～令和 5 年度(2023 年度)となります。

団塊の世代が 65 歳以上に

団塊の世代が 75 歳以上に



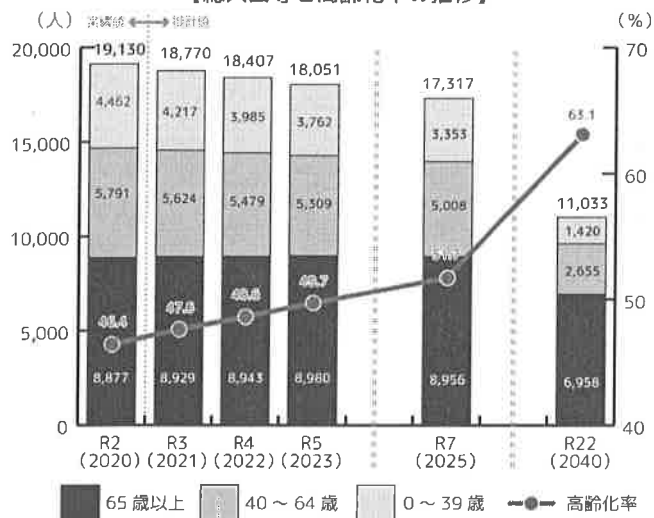
2 高齢者を取り巻く現状と課題

■人口及び要支援・要介護認定者の状況

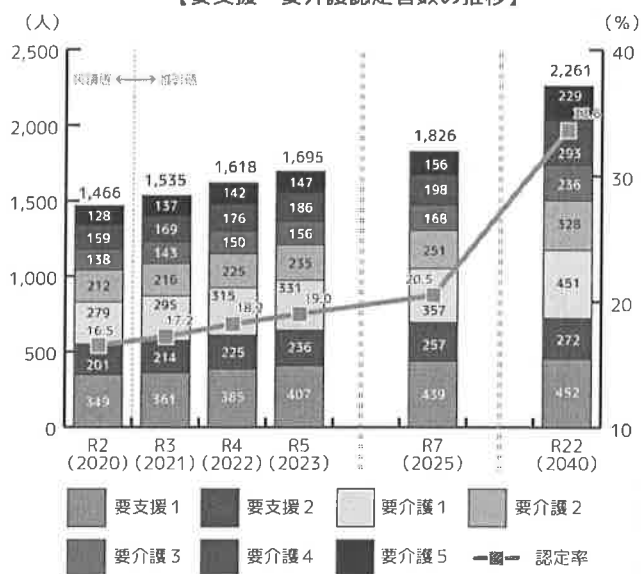
本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和2年(2020年)9月末現在では19,130人、本計画の目標年度である令和5年度(2023年度)には18,051人になると想定されます。

また、要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しており、令和2年(2020年)9月末現在では1,466人、本計画の目標年度である令和5年度(2023年度)には1,695人になると見込んでいます。

【総人口等と高齢化率の推移】



【要支援・要介護認定者数の推移】



■重点的な課題

(1) 後期高齢者や高齢者世帯の増加によるサービス需要の伸びへの対応

後期高齢者や高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯が増加する一方で、若年者人口は急速に減少し、支援や介護の需要が高まっているため、介護サービスにとどまらない多様なサービスを連携させ、地域の中で支え合う仕組みを構築することが必要です。

(2) 健康維持・介護予防の促進

介護が必要でない状態をできるだけ長く維持していただけるよう、健康寿命の延伸や介護予防への取組を強化することが必要です。

(3) 医療と介護の連携体制の強化

医療・介護の両方を必要とする高齢者がさらに増加することが見込まれ、他職種連携による退院後のケアや在宅医療を円滑に提供できる体制が必要です。

(4) 認知症高齢者への対応

認知症高齢者の増加が見込まれるため、早期発見・早期対応の仕組みを充実させ、認知症の人や家族が地域で安心して暮らしていくための相談支援体制の強化や理解促進が必要です。

(5) 担い手となる介護人材・労働力の不足

若年者人口の減少により様々な分野で人材不足が深刻化する中、サービスの担い手となる人材の確保が急務です。

(6) 感染症・災害への対策

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染拡大防止のほか、近年多発している台風や豪雨などによる災害への対策が重要です。

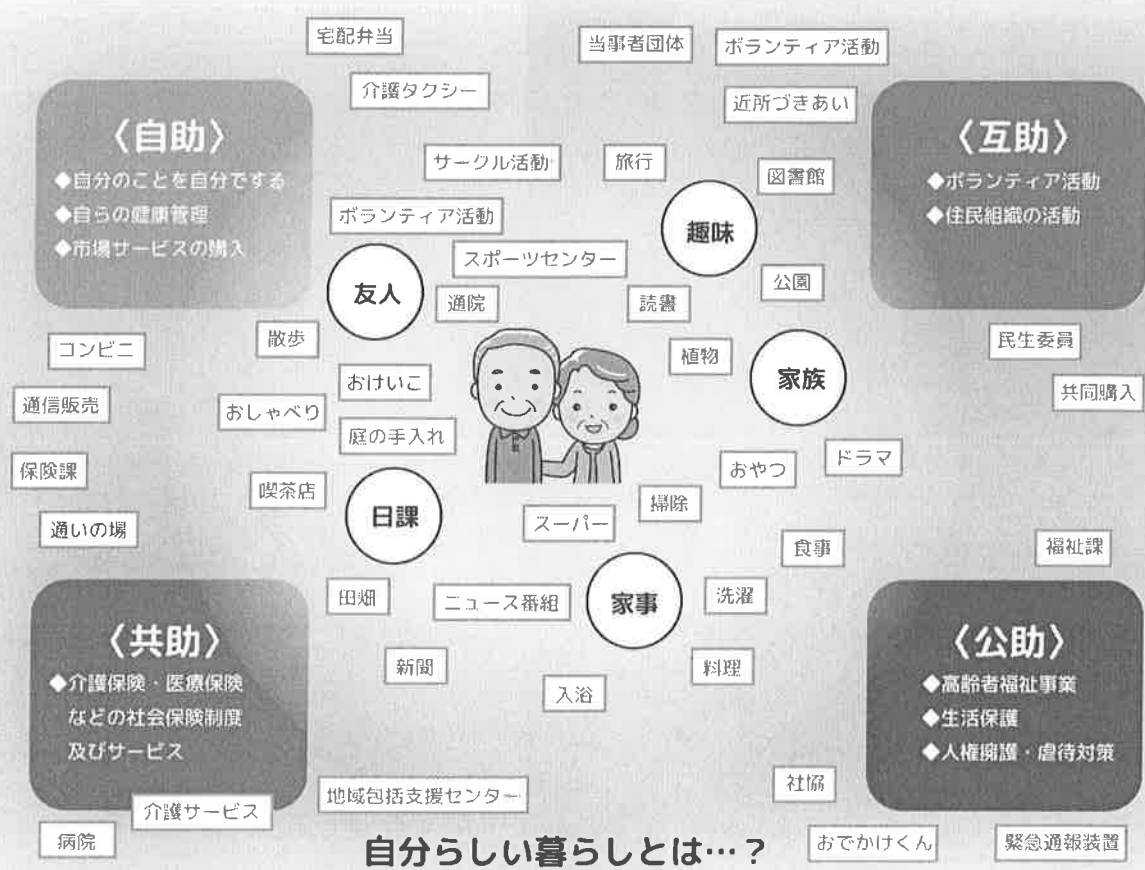
3 計画の基本的な考え方

■基本理念

地域で支え合いながら、 自分らしく暮らせるまち

高齢者一人ひとりが、どのような心身の状況にあっても、自分らしく、住み慣れた地域の中で支え合いながら、安心して暮らしていけるまちづくりを目指します。

そのために、介護保険や高齢者福祉などのフォーマルなサービスだけでなく、ボランティアや住民組織などのインフォーマルなサービス、ご近所づきあい、そして自分自身でできることも組み合わせて、自分らしい暮らしを続けていける体制づくりを進めるとともに、家族や親しい友人、よく行くお店や公園、なじみの関係、なじみの場所で、マイペースな日常生活を送ることができ、心身の状態が変化しても、できる限りこれまでの生活に近い形で暮らしていくための仕組みづくりを推進します。



■基本目標

基本目標1 自分らしい暮らしを叶えるための仕組みづくり

高齢者人口の増加に伴い、医療・介護が必要な人や認知症の人など、地域で支える必要のある人が増える一方で、担い手となる若年者人口は急減し、介護保険の制度によるサービスだけで高齢者の暮らしを支えることが難しい局面を迎えています。このような中でも、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、一人ひとりが健康維持に取り組み、様々な社会資源を効率的かつ効果的に活用し、支え合える地域包括ケアシステムの仕組みづくりをさらに進めます。

すべての人が、支える側、支えられる側という枠を超えてともに暮らし、自分らしく過ごせるような地域づくりを目指します。

基本目標2 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議等の推進

地域包括ケアを進める上では、高齢者一人ひとりの暮らしを見つめ、包括的、継続的に支援していくことが必要です。高齢者の自分らしい暮らしを実現できる地域をイメージしながら、様々な場面で寄せられる相談やケースへの対応を通じて地域の課題を把握し、政策形成につながる取組を進めていきます。

基本目標3 認知症ケアの推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

令和元年6月に示された「認知症施策推進大綱」を踏まえた取組として、認知症に関する理解促進を図り、相談しやすい環境を整えることで、早期発見・早期対応が可能となる体制を整えていきます。

また、認知症の発症を遅らせる取組を進める一方で、たとえ認知症になっても重症化を防ぐ予防に取り組みながら社会参加を果たし、希望をもって日常生活を過ごせる社会の実現を目指します。

基本目標4 権利擁護の推進

高齢者一人ひとりの尊厳が確保され、個人の意思を尊重することが、自分らしい暮らしを送るための重要な基盤となります。今後さらに進む高齢化に伴い、一人暮らしや認知症の高齢者の増加が見込まれますが、家族関係の希薄化や判断能力の低下により権利や財産が侵害されることのないよう、相談支援体制の充実を図り、権利擁護に関する制度の推進体制を確立していきます。

基本目標5 安心して暮らせるまちづくり

新たな感染症の発生・拡大や、近年多発・甚大化している自然災害などに関し、支援体制の充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

また、高齢者にとって暮らしやすい環境を整えるための福祉のまちづくりを推進します。

■施策体系

基本理念

地域で支え合いながら、自分らしく暮らせるまち

基本目標 1 自分らしい暮らしを叶えるための仕組みづくり

- (1) 介護予防・重度化防止とサービス確保の好循環の仕組みづくり
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 介護サービスの基盤整備と質の向上、人材確保
- (4) 介護保険制度の適正・円滑な運営（保険者機能の強化）

基本目標 2 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議等の推進

- (1) 地域包括支援センターにおける相談支援機能の強化
- (2) 地域ケア会議等の推進
- (3) 介護支援専門員への支援

基本目標 3 認知症ケアの推進

- (1) 認知症の早期発見・早期対応、相談支援の充実
- (2) 認知症の人や家族にやさしい地域づくり
- (3) 関係機関との連携の強化

基本目標 4 権利擁護の推進

- (1) 高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応への取組
- (2) 権利擁護支援に向けた取組の充実

基本目標 5 安心して暮らせるまちづくり

- (1) 感染症拡大防止への取組
- (2) 災害時・緊急時における支援体制の充実
- (3) 福祉のまちづくりの推進

4 介護保険事業の推進

■介護保険料の算出

| | | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) |
|----------|----|-----------|-----------|-----------|
| 介護給付費 | 千円 | 1,925,994 | 2,092,944 | 2,165,062 |
| 予防給付費 | 千円 | 48,022 | 51,297 | 55,471 |
| 合計（総給付費） | 千円 | 1,974,016 | 2,144,241 | 2,220,533 |

| | | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) |
|----------------------------|----|-----------|-----------|-----------|
| 総給付費 | 千円 | 1,974,016 | 2,144,241 | 2,220,533 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後） | 千円 | 59,384 | 55,645 | 58,261 |
| 高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後） | 千円 | 43,964 | 45,646 | 47,793 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 千円 | 6,963 | 7,337 | 7,664 |
| 算定対象審査支払手数料 | 千円 | 1,434 | 1,511 | 1,578 |
| 合計（標準給付費） | 千円 | 2,085,761 | 2,254,380 | 2,335,829 |

| | | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) |
|-----------------|---|---------------|---------------|---------------|
| 標準給付費見込額 | 円 | 2,085,761,122 | 2,254,379,725 | 2,335,829,025 |
| 地域支援事業費 | 円 | 142,850,019 | 148,224,815 | 153,597,815 |
| 第1号被保険者負担分相当額 | 円 | 512,580,562 | 552,599,044 | 572,568,173 |
| 調整交付金相当額 | 円 | 108,865,056 | 117,524,936 | 121,826,301 |
| 調整交付金見込額 | 円 | 1,960,000 | 19,274,000 | 28,751,000 |
| 調整交付金見込交付割合 | % | 0.09 | 0.82 | 1.18 |
| 財政安定化基金拠出金見込額 | 円 | | | 0 |
| 財政安定化基金償還金 | 円 | | | 0 |
| 介護給付費準備基金取崩額 | 円 | | | 12,300,000 |
| 市町村特別給付費等 | 円 | 0 | 0 | 0 |
| 市町村相互財政安定化事業負担額 | 円 | | | 0 |
| 市町村相互財政安定化事業交付額 | 円 | | | 0 |
| 保険料収納必要額 | 円 | | | 1,923,679,073 |

| | | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | 合計 |
|----------------------------|---|----------|----------|----------|--------|
| 所得段階別被保険者数 | 人 | 8,929 | 8,943 | 8,980 | 26,852 |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 | 人 | 9,808 | 9,824 | 9,865 | 29,497 |
| 弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数 | 人 | 9,785 | 9,802 | 9,889 | 29,476 |

介護保険料（年額） = 保険料収納必要額 ÷ 弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数 ÷ 予定保険料収納率

■第1号被保険者の所得段階別保険料の算出

第1号被保険者の保険料基準額は、計画期間における標準給付費見込額や地域支援事業費等により算出した保険料収納必要額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で割ることにより算出します。

なお、第1号被保険者が納付する保険料は、前年の所得状況等に応じたものとなります。

【第8期計画における第1号被保険者保険料基準額】

| | |
|------------|----------|
| 保険料基準額（年額） | 66,594 円 |
| 保険料基準額（月額） | 5,550 円 |

| 所得段階 | | 介護保険料 (年額) | 対象者の内容 |
|-------|----------|---------------|--|
| 第1段階 | 基準額×0.50 | 33,297 円 | 生活保護受給者、住民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者、住民税世帯非課税かつ本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下 |
| 第2段階 | 基準額×0.70 | 46,616 円 | 住民税世帯非課税かつ本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下 |
| 第3段階 | 基準額×0.75 | 49,946 円 | 住民税世帯非課税かつ本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える |
| 第4段階 | 基準額×0.90 | 59,935 円 | 本人が住民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下 |
| 第5段階 | 基準額 | 66,594 円 | 本人が住民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える |
| 第6段階 | 基準額×1.20 | 79,913 円 | 本人が住民税課税かつ本人の合計所得金額が120万円未満 |
| 第7段階 | 基準額×1.30 | 86,572 円 | 本人が住民税課税かつ本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満 |
| 第8段階 | 基準額×1.45 | 96,561 円 | 本人が住民税課税かつ本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満 |
| 第9段階 | 基準額×1.65 | 109,880 円 | 本人が住民税課税かつ本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満 |
| 第10段階 | 基準額×1.80 | 119,869 円 | 本人が住民税課税かつ本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満 |
| 第11段階 | 基準額×1.85 | 123,199 円 | 本人が住民税課税かつ本人の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満 |
| 第12段階 | 基準額×2.00 | 133,188 円 | 本人が住民税課税かつ本人の合計所得金額が1,000万円以上 |

◆低所得者の保険料軽減強化について

低所得者の介護保険料について、制度に基づく公費による軽減強化を継続し、基準額に対する割合を次のとおり変更します。

第1段階：0.50⇒0.30（年額 19,978 円）

第2段階：0.70⇒0.45（年額 29,967 円）

第3段階：0.75⇒0.70（年額 46,616 円）

第8期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画【概要版】

<発行日>令和3年3月

<発行>豊能町保健福祉部保険課

〒563-0219 大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1

電話：072-739-0001（代表） F A X：072-739-1980